



## 飯山市地域連携保全活動計画

1992年（H4）に「生物多様性に関する条約（生物多様性条約）」が採択され、現在、世界では様々な対策が立てられ実行されています。

その後、2008年（H20）にドイツのボンで開催された第9回生物多様性条約締約国会議（COP9）では、生物多様性に対する地方自治体の参画促進についての決議がなされ、地方自治体の役割の重要性がはじめて示されました。

さらに、2010年（H22）には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標として「愛知目標」が採択されました。

愛知目標の達成に向けて、地域の多様な主体の連携による生物多様性の保全活動を促進することを目的とした、生物多様性地域連携促進法が2011年（H23）に施行されました。

「生物多様性地域連携促進法※」とは

「生物多様性地域連携促進法」は、様々な立場の人が互いに連携し、生物多様性保全のために取り組む活動（地域連携保全活動）を促進することで、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的として制定されました。

法律では、地域連携保全活動に関する基本方針の作成（国）や活動計画の作成（市町村等）、計画に基づく活動に適用される特例措置のほか、協議会や支援センターの設置などについて定められています。

※正式名称：地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

（環境省自然観光局発行「生物多様性 地域連携促進法のあらまし」より抜粋）

近年、こうした流れの中で更に地域の生物多様性の状況や地域社会の意思決定をきまこまかく反映させるためには、「生物多様性地域戦略」のような地域レベルの保全計画を都道府県レベルだけでなく、これと連携して市町村レベルで作成する必要性が注目され始めています。

飯山市でも、1998（H11）年に「飯山市環境基本条例」、2011年（H23）に「第2次飯山市環境基本計画」を作成し、この中で、「生物多様性保全」を重要課題のひとつとしています。本計画は「第2次飯山市環境基本計画」を上位計画とした、生物多様性地域連携促進法に基づく計画です。

今後は、ふるさと飯山の素晴らしい自然環境を後世に残し、伝えるため、市民・団体・行政が連携し、何が出来るか、何をしなければならないかを共に考え、実行していかなければなりません。

### ・飯山市生物多様性保全に向けた提言（計画の目標）

市民・団体・行政が地域の自然に対する様々な思いの共有を図るため、市民のみなさんに4つの提言をし、より良い「地域連携活動」実現に向けての取り組みを強化してまいります。

#### 1. 「意識」の共有

飯山は世界有数の豪雪地帯である一方で、四季のはっきりした、他にあまり類のない美しく恵まれた地域です。しかし、ともすれば「当たり前」過ぎて、この豊かな自然の価値に気付かず生活しているかもしれません。この素晴らしい飯山の自然を後世に伝えるべく、自然や環境保全に対する「意識」の共有を図ります。

#### 2. 「自慢」の共有

飯山には数々の希少な動植物が現存しています。特に幻のチョウ、「オオルリシジミ」はその代表格です。雪のブナ林やカタクリなど、飯山ではポピュラーな植物も全国的には珍しいもので、それらが現存するということは、いかに飯山の自然環境が優れているかを物語っています。飯山で暮らしていることの幸せを実感し、「自慢」の共有を図ります。

### 3. 「課題」の共有

飯山に現存する希少な動植物の種や生息環境は残念ながら減少傾向にあります。全てがそうではありませんが、人が手を加えていたことによって、バランスが保たれていた環境も少なからずあるのです。どんなことが問題で、どうすれば良くなっていくのか共に考えていくため、様々な「課題」の共有を図ります。

### 4. 「未来」の共有

前述の3つの共有を踏まえ、みんなが小さな「ずく」を出すことで、やがて大きな力となり、市民・団体・行政それぞれのなすべきことが見え、自然豊かな飯山の将来像をお互いに考えていくことで、ふるさと飯山の自然が今以上に磨かれ、それがまた市民一人一人に豊かな恵みとなって還ってくるように、「未来」の共有を図ります。

#### ・4つの共有の実現に向けて

飯山市では、市民・団体・行政が連携した生物多様性保全活動を推進していくため、「知ろう！つなごう！飯山流 自然づきあいの作法」を作成しました。

本書の、個人でできること～地域や団体でできることの巻及び資料編にある様々な取り組みを実行していくことで、地域で暮らす市民が飯山の自然の素晴らしさを再認識でき、地域ぐるみで環境保全を行っていくことが大切だと考えます。

そのための第一歩として、本書を市内小学校全児童に配布することにより、家庭での話し合いや話題の提供、また、学校での授業における副読本として活用することにより、幼少期からの地域に関する意識や自慢、課題についてのふるさと学習につながればと考えています。

実施場所、実施時期、実施方法はエリアごとに様々ですが、各巻に示してあるとおり、できることをできる範囲で実施していき、いずれは大きな輪となるようにしていきたいと考えています。

未来の実現に向けて、次ページの相関図が示すとおり、市民・団体・行政が連携して飯山の自然環境保全に取り組んでまいります。

#### ・国または県との連携に関する事項

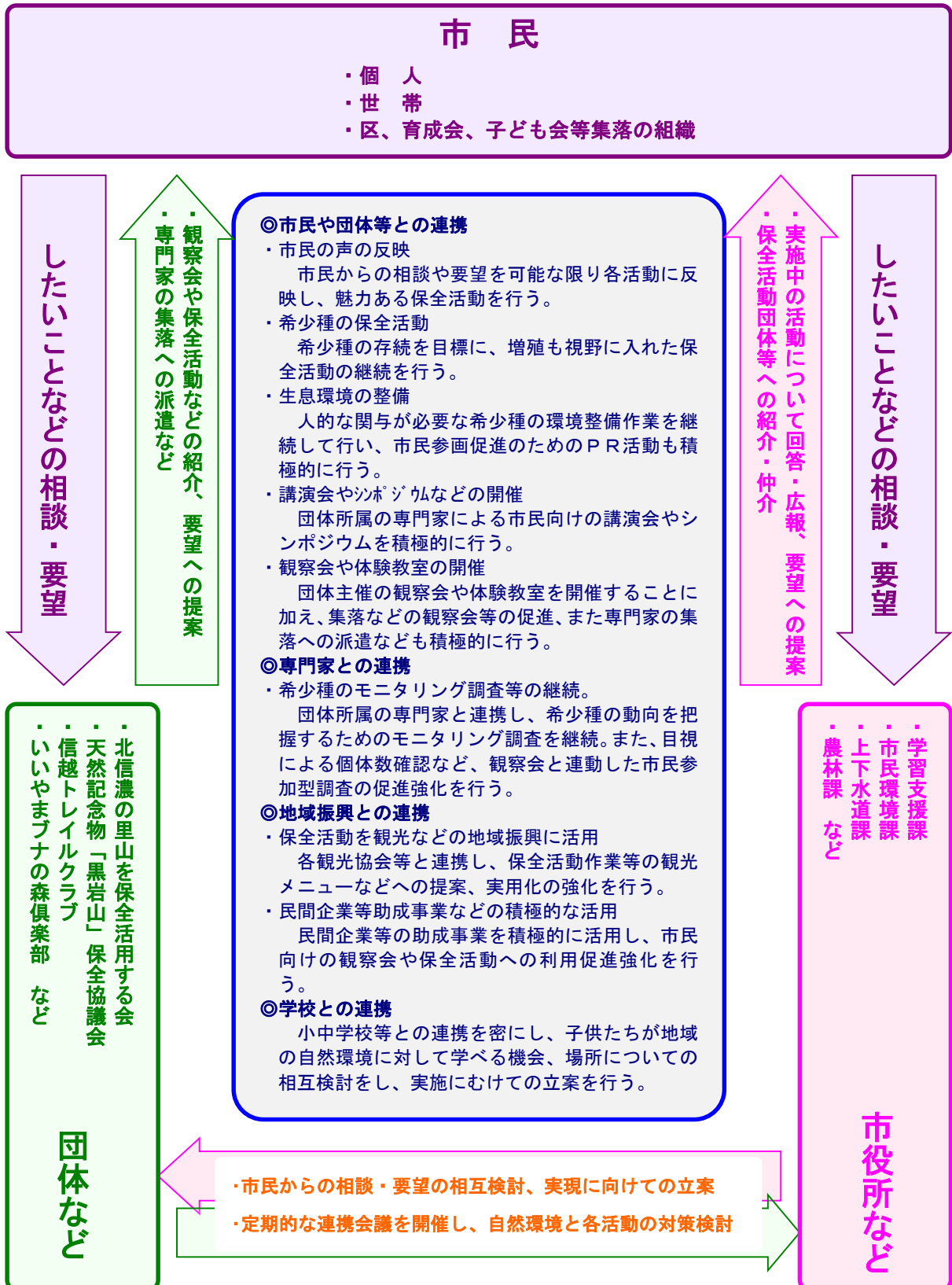
必要に応じて、国の関係機関、長野県と情報交換を行うなど相互に連携を図ります。

#### ・計画期間

第2次飯山市環境基本計画の期間に準拠して10年間(H26～H35)とする。

## ◎4つの「共有」実現に向けて（相関図）

4つの「連携」を中心に、市民・団体・行政の相互関係を深め「共有」実現を目指します。



## ・計画の区域

地域連携保全活動計画の区域は飯山市全体を対象としますが、特に希少動植物等の生息地である以下の5つのエリアを中心に活動を進めていきます。

(各エリアの詳細は下記ページ参照)

1. 「なべくら高原エリア」(ナベクラザゼンソウ等 P25～)
2. 「小菅・万仏山エリア」(イヌワシ・スナヤツメ等 P29～)
3. 「黒岩山エリア」(ギフチョウ・ヒメギフチョウ等 P31～)
4. 「斑尾高原エリア」(オオルリシジミ・ヤエガワカンバ等 P33～)
5. 「千曲川周辺エリア」(ウケクチウグイ・セグロバッタ等 P36～)

※飯山市地域連携保全活動エリア分布図

